

# 緊急奨学金支給事業実施要綱

## 第1条（目的）

この事業は、兵庫県内の専修学校専門課程日本語学科、高等専門学校、短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在学する私費外国人留学生で、長引くコロナ禍の影響により、アルバイト収入の大幅な減少や母国の保護者からの仕送りが減少するなど、経済的に困窮し、留学生活上経済的援助を必要とする者に対し、兵庫県が公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「HIA」という。）を通じて緊急奨学金を支給することにより、留学生の生活の安定を図り、その学習活動を促進し、もって兵庫県と諸外国との交流の促進に寄与することを目的とする。

## 第2条（私費外国人留学生の定義）

この要綱において「私費外国人留学生」とは、日本の大学等に在籍する外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の4に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む））で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者で兵庫県内の大学等に在学する者をいう。

## 第3条（奨学金の支給対象者）

奨学金の支給を受けることができる私費外国人留学生は、令和3年4月から継続して次の第1号から第5号までのいずれかに該当するとともに、かつ第6号から第16号までの全ての要件を満たし、留学生活上経済的援助を必要とする認められ、兵庫県内に居住する者とする。

- (1) 兵庫県知事が認可した専修学校専門課程の日本語学科に学生として在学する者のうち大学及び大学院に進学を予定している者
- (2) 兵庫県内の高等専門学校に学生として在学する第4年次以上の者
- (3) 兵庫県内の短期大学に学生として在学する者
- (4) 兵庫県内の大学の学部学生として在学する者
- (5) 兵庫県内の大学院に学生として在学する者
- (6) 新型コロナウイルスの影響により、以前（申請様式3で選択いただく任意の2ヶ月）と比べてアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む。）が50%以上減少している、又は仕送り額が減少していること（※1）
- (7) 仕送り額が平均月額90,000円以下であること（授業料は含まない。）
- (8) 在日している扶養者がいる場合、その年収が500万円未満であること
- (9) 原則として自宅外で生活していること（自宅生についても、経済的に家計から自立している学生は対象とする。）（※2）
- (10) 家計（扶養者）の収入減少等により、家計からの追加的支援が期待できないこと
- (11) 新型コロナウイルスの影響により、収入が減少した後の全収入額が平均月額143,000円以下であること
- (12) 成績評価係数が1.0以上であること
- (13) 1ヶ月の出席率が8割以上であること（※3：例外あり）
- (14) 奨学金受給中又は受給後に実施するHIAからの調査等に協力する意思を有すること
- (15) 併給を制限されている他制度の奨学金等の給付を受けていないこと
- (16) 令和3年度にHIAが実施する兵庫県私費外国人留学生奨学金支給事業の受給者ではないこと

※1 アルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合、当該手当をアルバイト収入とみなす。

※2 自宅外で生活しているとは、学生が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいう。

※3 新型コロナウイルスに本人や友人等が感染し、やむなく大学等を休む必要があったなど、真にやむを得ない事情があると認められる場合に限り、大学等による個別事情説明書の提出があれば、平均出席率8割に満たない場合であっても例外的に要件を満たすものとみなす。

## 第4条（緊急奨学金の内容）

緊急奨学金として、年間最大360,000円を支給する。

- 2 緊急奨学金の支給人員は、予算の範囲内で原則として100名以内とする。
- 3 奨学金の支給期間は、令和3年度内とする。

## 第5条（推薦枠の決定等）

大学等が自学に在籍する者を緊急奨学金の受給者（以下「奨学生」という。）として推薦することを希望する場合は、HIAが指定する期日までに、所定の調査票を提出するものとする。

- 2 HIAは、大学等から提出された調査票に基づき、各大学等が奨学生として推薦できる最大人員（以下「推薦枠」という。）を決定し、大学等に通知する。
- 3 大学等から提出された調査票に虚偽又は過誤が判明し、その大学等に過大な推薦枠が決定されてい

た場合には、HIAは、過大となった分の推薦枠を取り消すことができる。

#### 第6条（申請及び推薦）

前条でHIAから推薦枠の通知を受けた大学等に在籍する者で、かつ緊急奨学金の支給を受けようとする者は、在籍する大学等の長（以下「大学長等」という。）に必要な申請書類一式を提出するものとする。

- 2 前項の規定により申請があったときは、大学長等は、書類又は面接等による審査選考を行い、別に定める実施要領に基づき適当と認めた者について、HIAが指定する期日までに、HIAに推薦するものとする。ただし、推薦できる最大人員は、前条2項でHIAから通知を受けた推薦枠の範囲内とする。

#### 第7条（推薦枠の追加決定）

前条で大学等が推薦する者の人員が、第5条においてHIAが通知した推薦枠に満たない場合には、大学等から提出された調査票に基づき、残りの推薦枠を限度に、HIAは追加で推薦枠を決定することができる。

#### 第8条（奨学生の決定及び通知）

HIAは、第6条の規定による大学長等からの推薦に基づき、HIAの選考委員会での選考を経て、各大学等の奨学生を決定する。

- 2 前項の規定により奨学生を決定したときは、奨学生が所属する大学等を通じて、各奨学生に支給決定通知書を交付する。
- 3 各大学等は、支給決定通知書を各奨学生に交付するものとし、その写しを保管するものとする。
- 4 支給決定通知書は、当奨学金の受給資格を証明するものである。

#### 第9条（奨学金の支給）

大学長等は、別に定める実施要領に基づき、原則として、毎月、奨学生の在籍状況を確認し、HIAに報告するものとする。

- 2 奨学金の給付は、前項の報告において在籍が確認できた奨学生について、原則として、1ヶ月毎に直接本人に支給するものとし、同人の指定する振込口座に送金する。なお、振込口座は原則としてゆうちょ銀行口座を使用することとする。

#### 第10条（奨学生の異動）

奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大学長等を通じて異動届をHIAに届け出るものとする。

なお、異動により支給決定通知書の記載を変更する必要がある場合、または支給決定通知書の返納を要する場合には異動届に支給決定通知書の写しを添えて提出することとする。

- (1) 休学、留学又は長期欠席したとき
- (2) 転学又は退学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 在留資格に変更があったとき
- (5) 第2条及び第3条の規定に該当しなくなったことが客観的に認められたとき
- (6) 氏名、住所その他申請書記載事項（軽微なものは除く）に変更があったとき
- 2 大学長等は、前項に該当する場合において、本人からの届出がないときは、本人に代わり、その事実をHIAに届け出るものとする。
- 3 大学長等は、奨学生の在籍状況を定期的にHIAに届け出るものとする。

#### 第11条（奨学生の修学状況等不良の確認及び報告）

大学長等は、奨学生の修学状況又は在籍状況が著しく不良であると判断したときは、速やかにHIAに報告するものとする。

#### 第12条（支給の休止、停止及び期間の短縮）

HIAは、奨学生が第10条第1項第1号に該当すると認められた場合は、事由が生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を休止することができる。

- 2 HIAは、奨学生の学業又は素行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認めた場合は、事由が生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を停止し、又は支給期間を短縮することができる。
- 3 HIAは、前2項の規定により、奨学金を休止もしくは停止、または支給期間を短縮された者について、その事由が止んだと認めた場合は、奨学金の支給を復活することができる。

#### 第13条（支給の打ち切り）

HIAは、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、事由が生じた日の属する月の翌月から奨学金の支給を打ち切ることができる。

- (1) 第10条第1項第2号から第5号に該当するとき
- (2) 第11条に該当するとき
- (3) その他この要綱に定める奨学生としての適正を著しく欠くとHIAが判断したとき
- 2 HIAは、虚偽の申請その他不正な行為により奨学金の支給を受けた場合は、当該奨学金の支給を

さかのぼって打ち切ることができる。

#### **第14条（奨学金の返納）**

HIAは、奨学金の支給後において次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、既に交付した奨学金の全部もしくは一部を、奨学生又はその奨学生の在籍する大学等から返納させることができる。

- (1) 第10条第1項第1号から第5号に該当するとき
- (2) 第11条に該当するとき
- (3) 第12条第2項に該当するとき
- (4) 第13条第1項第1号から第3号に該当するとき

- 2 HIAは、奨学金の支給後において第5条第3項又は第13条第2項に該当すると認められた場合には、既に交付した奨学金の全部を奨学生又はその奨学生の在籍する大学等から返納させることができる。

#### **第15条（奨学金の辞退）**

奨学生は、大学長等を通じ、奨学金の受給を辞退することができる。

- 2 奨学生が兵庫県外の大学等に転学した場合は、奨学金の受給を辞退したものとみなす。

#### **第16条（関係書類の保管）**

本制度における推薦・在籍確認・給付・異動及び報告その他本制度に係る関係書類及び電子データは、各大学等において保管するものとし、その保管期間は令和3年度の翌年度の4月1日から5年間とする。

#### **第17条（調査等への協力）**

奨学生は、奨学金受給中又は終了後にHIAが実施する調査等に協力するものとする。

#### **第18条（事務処理）**

この事業に関する事務は、HIAにおいて処理する。

#### **第19条（実施細目）**

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、兵庫県又はHIAが別に定める。

附 則 この要綱は令和3年6月9日から適用する。